

[検討事項] □代表者会議について**1. 考え方について**

議長は、円滑な議会運営及び意見調整等のために、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができるものとする。

2. 参考条文、参考事例等**○多摩市 第17条（議会運営委員会及び代表者会議）**

議会は、議会運営のため、地方自治法第109条の2の規定に基づく議会運営委員会及び同法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場として、代表者会議を設置します。

2 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて代表者会議を活用することができます。

○流山市 第6条（代表者会議）

代表者会議について必要な事項は、流山市議会代表者会議要綱（平成21年流山市議会告示第1号）で定めるものとする。

○京丹後市 第4条（会派）

議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会を開催するものとする。

○松阪市 第8条（会派）

議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。

4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。